

平成28年生駒市議会（第6回）定例会

（追送報告分）

平成28年12月7日

生 駒 市

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成28年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である和解及び損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

平成28年10月13日（木）午前9時50分頃

2 事故発生場所

生駒市新旭ヶ丘地内 新旭ヶ丘交差点

3 損害賠償の額

682,020円

4 事故の概要

事故発生場所に向かって東向きに公用車で走行中、事故発生場所の交差点の赤信号を見落として進入し、交差点北側から進入してきた自動車と接触し、相手方車両の一部を損傷させたもの

平成28年12月5日

生駒市長 小 紫 雅 史